

(別紙) 特定事業の種類及び要件

分野	特定事業	要件
都市再生・まちづくり	運賃及び運行計画に関する道路運送法施行規則の特例 〔国土交通省関係共同省令関係〕	別添

《凡例》

国土交通省関係共同省令：国土交通省関係国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令

- ※ 特定事業について法令等で個別に定められている要件として別添のシートにおいて記載する要件のほか、法第 7 条第 2 項において「国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者」を選定することとされていることを踏まえ、一般に、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮し、選定を行います。

(別添)

運賃及び運行計画に関する道路運送法施行規則の特例

(国家戦略特別区域空港アクセスバス事業)〔国土交通省関係共同省令関係〕

【要件】

- ①道路運送法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行を行う路線長さ50km未満の一般乗合旅客自動車運送事業であること。
- ②国家戦略特別区域内に存する空港法第2条に規定する空港を起点又は終点とし、停車する停留所を限定して運行する路線(空港を起点とする場合、当該空港での乗車に限定し、空港を終点とする場合は、当該空港での降車に限定するもの。)であること。
- ③運行事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けており、国家戦略特別区域空港アクセスバス事業が適正に実施されるよう、必要な措置を講じ、公正な競争の確保を図るよう努めるものであること。(注)

(注)

1. 「空港アクセスバス事業が適正に実施される」について

空港アクセスバス事業の適正な実施とは、空港への輸送需要の増大に的確に対応し、空港利用者の利便の増進を図ることをいう。

例えば、新規路線の運行、運行本数の増加、提供座席数の拡大、運行時間帯の拡大、閑散時間帯の割引運賃(オフピーク運賃)の設定などがこれに該当する。

なお、割増運賃の設定は、早朝・深夜時間帯(原則23時以降5時まで)における増便など、利用者利便の増進の観点からやむを得ないものに限ることとする。

2. 「必要な措置を講じ、公正な競争の確保を図るよう努める」について

事業の実施に当たって、新規参入する事業者に対する停留所の設置・利用のための調整を行うなど、公正な競争環境の確保に努めなければならないことをいう。

(参考：平成28年7月15日内閣府地方創生推進事務局・国土交通省自動車局旅客課発事務連絡)

事業の適正な実施(利用者利便の増進等)や円滑な停留所の設置・利用に関する調整を確保するため、区域会議の下に、関係者(学識経験者を含む)により構成する「〇〇県空港アクセスバス分科会」を設置し、公正・透明な運営を図る。